

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
28 年－ 19 (28. 8. 22)	生活環境	<p>理容所への洗髪設備の設置に係る理容師法施行条例の改正について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>理容業は、不特定多数の利用者と長時間にわたり直接接する職業であるところから、国民の公衆衛生を確保するうえで衛生水準の維持・向上を図ることが必要不可欠である。</p> <p>その観点に立ち、私たち理容業に就いている者は、毎年、衛生順守運動月を決め、消毒衛生講習会の実施を始めとして衛生水準の維持・向上に努力している。そのような中で、戦後、ほぼ絶滅したといわれる「アタマジラミ」に感染する子供の被害が拡大しており、保健所等への相談件数は、ここ数年、二、三倍に上っているともいわれている。本県においても先般、衛生講習会の内容においてアタマジラミ流行の対応の書面が全国理容連合会から届き、組合員店に対し衛生消毒の徹底を図るよう指示したところである。</p> <p>洗髪は、理容業務における付随業務であり、頭髪の刈込み、顔そり、洗髪は理容の一連の流れの作業における重要な役目を果たすもので、設備を設置しないことは、重要な理容の一部を欠くことを考えれば、理容師法第 12 条第 4 号に基づく施行条例で、理容所に洗髪設備を設けることを規定しても特別奇異なことではなく、同条の規定の趣旨に照らしても施設に対する衛生上必要な措置として、至極当然な規定となるものと思われる。</p> <p>理容師法には、洗髪設備の措置義務に関する規定はないが、規定がないのは、洗髪は理容の付随業務だから若しくは同法第 12 条第 1 号の「常に清潔に保つこと」で足りるからなのか、または必要があれば同条第 4 号に基づく施行条例で規定すればよいと考えたのかは不明である。</p> <p>同法第 12 条第 1 号で読むとしても、洗髪設備は理容所においては極めて重要な設備であり、この際、第 1 号から取り出して、その設置を明記していただきたいと考える。本県における理容所は、すべて流水式の手洗い並びに洗髪設備を設けており、今後開設する理容所も同様に流水式の洗髪設備を設けるよう措</p>	鳥取県理容生活衛生同業組合 理事長 福間英年

	<p>置を強く要望する。</p> <p>仮に、洗髪をしないと、頭髪の刈込み後の髪は、極めて細かく、頭髪に付着して残り、刷毛で払っても簡単に落ちず、各所にまき散らし、頭髪に病原菌あるいはアタマジラミ等が付着している場合などには、公衆衛生上憂慮すべき事態になりかねない。</p> <p>「洗髪設備の必置義務」は、現在、急速に条例化が進み、29道県が理容師法施行条例化されるとともに、厚生労働省制定の「理容所及び美容所における衛生管理要領」の「第四 衛生的取扱い等 第二十四」において、洗髪器の清潔保持が定められている。</p> <p>▶陳情趣旨</p> <p>理容師法施行条例に是非とも「理容所には洗髪設備を設けること」とする規定の追加を定めていただきたい。</p>	
--	--	--